

平成26年9月19日
東京二十三区清掃一部事務組合

大島町の災害廃棄物の受入れについて

平成25年10月の台風26号に伴い発生した大島町の災害廃棄物について、同年12月16日に特別区長会、大島町及び東京都が締結した「大島町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書」及び平成26年6月25日に東京都より公表された「大島町災害廃棄物処理実施計画（東京都受託分）【一部変更】」に基づき、下記のとおり当組合で受入処理を行います。

記

1 受入処理の概要

(1) 対象廃棄物

選別破碎処理された可燃性廃棄物（木くず等）で、当組合の受入基準に適合するもの

(2) 処理期間 平成26年1月から同年12月まで

(3) 平成26年6月以降の処理見込量 1,870トン

2 平成26年10月の受入れ

(1) 大島町からの搬出量

1日あたり約11トン

ただし、大島町の搬出状況等により、変更する場合があります。

(2) 受入期間及び受入先

①受入期間

平成26年10月1日から同月31日まで

②受入先

すでに災害廃棄物の受入れを行った中央、港、墨田、新江東、有明、品川、江戸川の7清掃工場で、1日あたり約11トンを割り振ります。

※大島町の搬出状況、交通事情及び清掃工場の稼働状況等によって、

上記の受入量、受入期間、受入先を変更する場合があります。

(3) 受入実績

受入実績は、10月の受入れが終了した翌日以降に、当組合のホームページに掲載します。

3 平成26年11月以降の受入れ

平成26年11月以降の受入れについては、詳細が決まり次第、当組合のホームページに掲載します。

(問合せ先)

施設管理部 管理課

電話 03-6238-0704